

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
	対象者の退職理由
	(1) 結婚(妊娠に向けての知識の習得やその体調管理を行うための理由を含める) (2) 配偶者の転勤 (3) 妊娠 (4) 出産 (5) 育児 (6) 介護 (7) その他会社の認める理由
	対象者の年齢
	定年年齢達する前
	対象者は退職後何年以内か
	3年以内
	再雇用時の処遇について
	退職前の勤続年数、経験、資格、配置、賃金や資格の制度及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績を評価し決定することとし、原則退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級にて再雇用するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業績・人員の状況等を踏まえ決定する。
	再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について
	退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。
	その他会社独自の制度
	特になし
2 制度導入日	
令和2年12月1日より実施	